

環境配慮行動促進事業補助金について

市では、市内のごみ減量化と温室効果ガス削減を推進するため、顧客の環境配慮行動の促進に取り組む事業者を応援する「環境配慮行動促進事業補助金」を創設しました。

国のグリーンライフポイント推進事業に参加し、環境配慮行動を行う顧客に対して地域通貨によるポイントを提供する事業所には、事業所負担額の一部を助成します。

1 概要

- 補助率 2分の1（上限：1事業所あたり10千円）
対象期間 グリーンライフポイント推進事業に参加した年度の末日まで
※ただし、令和4年度中に参加した事業所は令和5年度末まで

2 対象者

グリーンライフポイント推進事業に参加し、顧客の環境配慮行動に対して地域通貨によるポイントを提供する市内事業所

3 実施期間

- 令和5年2月1日 から 令和9年3月31日 まで
※施行日前から実施している事業所には遡って適用

★グリーンライフポイント推進事業への参加方法

グリーンライフ in 飛驒の主催者である飛驒信用組合へ申し込み。
飛驒信用組合 経営企画部 TEL0577-32-8988

【環境配慮行動（例）】

- 食品ロス削減
 - ・容器持参の上での食べ残しの持帰り
 - ・ばら売り・量り売り商品の購入
 - ・消費期限間近商品の購入
 - ・生ごみ堆肥化装置の購入 等
- プラスチックごみの削減
 - ・包装資材の辞退
 - ・リターナブル容器での購入
 - ・店舗貸出用容器の使用・返却
 - ・マイ箸の持参
 - ・アメニティ提供の辞退 等

制度相関図

